



宮 崎 県 公 報

平成30年1月29日 (月曜日) 第 2965 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（福祉保健課） 1
- 救急病院の認定……………（医療業務課） 1
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第5条の規定に基づき知事が定める数……………（国民健康保険課） 1
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数……………（ “ ） 1
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第10条、第14条及び第18条の規定に基づき知事が定める数……………（ “ ） 2

頁

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第2条による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数……………（国民健康保険課） 2
 - 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の名称の変更……………（障がい福祉課） 2
 - 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更……………（ “ ） 2
 - 海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区……………（水産政策課） 2
 - 道路の区域の決定……………（道路保全課） 2
 - 道路の区域の変更（16件）……………（ “ ） 2
 - 道路の供用の開始（4件）……………（ “ ） 5
- ### 公 告
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 6

告 示

宮崎県告示第 236号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人なかもみ福祉会	都城市太郎坊町3149番地1	デイサービスなかもみ	都城市太郎坊町1530番地	平成29年12月27日

宮崎県告示第 237号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
黒木病院	延岡市北小路14番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年2月1日から平成33年1月31日まで

宮崎県告示第 238号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号）第5条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定める。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第5条の知事が定める数は、1とする。

宮崎県告示第 239号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号）第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定める。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（以下「条例」という。）第7条の知事が定める数は、0.7541404253598とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7664499703381とする。

3 条例第15条の知事が定める数は、0.8198018313957とする。

宮崎県告示第 240号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号）第10条、第14条及び第18条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定める。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第10条、第14条及び第18条の知事が定める数は、0.7とする。

宮崎県告示第 241号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第 258号）第2条による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定める。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）第9条第8項の知事が定める数は、0.9371991131994とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.99999998636とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.99999995356とする。

宮崎県告示第 242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
たかちほ薬局	西臼杵郡 高千穂町	D・ML高 千穂調剤薬 局	たかちほ薬 局	平成30年 2月1日

宮崎県告示第 243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
たかちほ薬局	西臼杵郡	D・ML高	たかちほ薬	平成30年

	高千穂町	千穂調剤薬 局	局	2月1日
--	------	------------	---	------

宮崎県告示第 244号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第11条第1項の規定により、海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 免許予定日
平成30年9月1日
- 2 申請期間
平成30年3月1日から平成30年5月31日まで
- 3 免許期間
免許の日から平成35年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項及び地元地区
別冊のとおり

宮崎県告示第 245号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 本郷北方字 島田3081番 10地先から 同市同大字 同字3081番 7地先まで	7.7～ 19.2	88.8

宮崎県告示第 246号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木 中原柚園国 有林2112林 班り小班か ら同市須木	旧	7.5～ 17.7	29.0
				新	11.2～ 35.8	29.0

中原柚園国
有林2112林
班り小班ま
で

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 247号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字椎原 698番1地 先から同郡 同村同大字 十根川 9 81番5地先 まで	旧	9.4～ 101.9	1,008. 2
				新	9.4～ 117.9	1,071. 8

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
10	県道	宮崎イ ンター 佐土原 線	宮崎市佐土 原町下田島 字袋堀9692 番7から同 市同町下田 島字地藏免 9520番5地 先まで	旧	9.8～ 20.4	98.0
				新	14.0～ 36.5	98.0

宮崎県告示第 250号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納字西 迫乙 240番 3地先から 同市同町加 納字町ノ前 乙 443番1 地先まで	旧	9.9～ 19.5	391.1
				新	11.3～ 22.7	391.1

宮崎県告示第 248号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字矢立 1218番63地 先から同郡 同村同大字 同字1302番 147地先ま で	旧	4.3～ 21.7	1,592. 6
				新	8.9～ 30.3	1,478. 0

宮崎県告示第 251号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字中 尾末1123番 1地先から 同市同町菅	旧	4.6～ 7.8	85.8
				新	4.8～ 12.7	85.8

宮崎県告示第 249号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで

			原同字未11 03番5地先 まで			
--	--	--	------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月29日から平成30年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町うそ越字 喰来子2844 番1地先か ら同市同町 うそ越字上 畑子2672番 1地先まで	旧	5.3～ 7.1	51.9
				新	5.3～ 10.3	51.9

宮崎県告示第 253号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月29日から平成30年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 鹿野田字五 節句 122番 1地先から 同市同大字 字山之後27 21番地先ま で	旧	8.7～ 37.9	834.8
				新	8.7～ 37.9	834.8
					13.0～ 57.1	727.2

宮崎県告示第 254号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月29日から平成30年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町長田5915 番地先から 同市同町長 田5914番地 先まで	旧	17.0～ 19.1	58.9
				新	19.4～ 23.8	58.9

宮崎県告示第 255号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月29日から平成30年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市田野 町字鷺瀬原 乙9634番34 から同市同 町字白坂上 甲2406番 1 まで	旧	8.5～ 24.8	1,418. 6
				新	11.3～ 24.8	1,418. 6

宮崎県告示第 256号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月29日から平成30年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 熊野字正蓮 寺 600番か ら同市同大 字同字 598 番地先まで	旧	16.2～ 17.2	83.6
				新	17.2～ 18.0	83.6

宮崎県告示第 257号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字下川原44 18番1地先 から同郡同 町同大字字 八反ヶ丸 6 36番1地先 まで	旧	11.9～ 31.9	436.9
				新	15.7～ 38.4	436.9

宮崎県告示第 258号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 本郷南方字 辻原3970番 6地先から 同市同大字 同字4039番 1まで	旧	6.7～ 27.7	480.0
				新	15.4～ 30.9	480.0

宮崎県告示第 259号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 内山奈佐木 国有林 297 林班へ小班	旧	3.6～ 30.3	513.2
				新	3.6～	513.2

			地先から同 市須木内山 字神ノ原49 64番 182ま で		65.6	
					8.2～ 58.4	418.1

宮崎県告示第 260号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
430	県道	郷之原 日南線	日南市北郷 町大藤字榎 原甲1245番 4地先から 同市同町大 藤同字甲12 45番4地先 まで	旧	12.9～ 14.6	131.8
				新	14.6～ 37.0	131.8

宮崎県告示第 261号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町瀧上字橋 之山7854番 2地先から 同市同町瀧 上字入尾78 24番4地先 まで	旧	4.4～ 16.9	537.8
				新	5.0～ 47.3	537.8
					8.4～ 47.3	461.8

宮崎県告示第 262号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市須木 中原柚園国 有林2112林 班り小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2112林 班り小班ま で	平成30年1月29日

宮崎県告示第 263号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字二ツ山 甲5722番10 地先から同 市同町同字 甲5696番3 地先まで	平成30年1月29日

宮崎県告示第 264号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町うそ越字 喰来子2844 番1地先か ら同市同町 うそ越字上 畑子2672番 1地先まで	平成30年1月29日

宮崎県告示第 265号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月29日から平成30年2月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
430	県道	郷之原 日南線	日南市北郷 町大藤字榎 原甲1245番 4地先から 同市同町大 藤同字甲12 45番4地先 まで	平成30年1月29日

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-26)第6645号	司工務店	森山 二男	宮崎県宮崎 市一の宮町 38-6	一般	建築工事業	平成29年12月 18日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年12月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 13428号	岡田木材	岡田 常男	宮崎県日向 市大字富高 7147-137	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水	平成29年12月 21日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年12月21日 (全廃業)

					道施設工事業		
宮崎県知事許可 (般-27)第 12084号	(株)宮崎ガスリ ビング	橋口 光雄	宮崎県宮崎 市大字本郷 北方高山24 85-20	一般	電気工事業	平成29年12月 25日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年12月25日 (一部廃業)

--	--